

# 第149回 定時株主総会招集ご通知

2023年1月1日～2023年12月31日

## 開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時  
（午前9時30分に開場いたします。）

## 開催場所

東京都品川区東大井五丁目23番37号  
当社本店 2階セミナールーム

※本招集ご通知は、電子提供措置事項を記載した書面です。書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、一律に本招集ご通知をお送りしております。

※本総会におけるお土産の配付は行いません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

■第149回定時株主総会招集ご通知	1
■事業報告	5
■連結計算書類	21
■計算書類	23
■監査報告	25
■株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金処分の件	31
第2号議案 取締役9名選任の件	32
第3号議案 監査役1名選任の件	42
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	43
第5号議案 一般財団法人 表現革新振興財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件	46

 **三菱鉛筆株式会社**

証券コード 7976

証券コード 7976  
2024年3月6日

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号  
**三菱鉛筆株式会社**  
代表取締役会長 数 原 英 一 郎

## 第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mpuni.co.jp/ir/stock/index.html#soukai>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7976/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三菱鉛筆」又は「コード」に証券コード「7976」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(開場 午前9時30分)
2. 場所 東京都品川区東大井五丁目23番37号  
当社本店 2階セミナールーム  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第149期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第149期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 一般財団法人 表現革新振興財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

## 以上

○電子提供措置事項について1ページに記載しております各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む本招集ご通知をお送りしております。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ・ 事業報告のうち、以下の事項
  - ・ 「主要な事業内容」
  - ・ 「主要な事業所及び工場」
  - ・ 「使用人の状況」
  - ・ 「主要な借入先の状況」
  - ・ 「会社の株式の状況」
  - ・ 「会社の新株予約権等の状況」
  - ・ 「社外役員に関する事項」
  - ・ 「会計監査人の状況」
  - ・ 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ・ 「会社の支配に関する基本方針」
  - ・ 「その他会社の現況に関する重要な事項」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- 監査報告の作成に際して監査役が監査した事業報告には、上記事業報告の各事項が含まれております。また、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結計算書類及び計算書類の各事項が含まれております。
- 本招集ご通知の記載若しくは電子提供措置事項に修正が生じた場合又は株主総会の運営方法に大きな変更が生じる場合は、1ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使

### 行使期限

2024年3月27日（水曜日）  
午後5時10分到着分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

## インターネットによる議決権行使

### 行使期限

詳細は次ページをご覧ください。

2024年3月27日（水曜日）  
午後5時10分まで



スマートフォン等により議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

### 【複数回行使された場合の議決権の取り扱い】

書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 株主総会への出席による議決権行使

### 開催日時

2024年3月28日（木曜日）  
午前10時  
（開場 午前9時30分）



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。
- ・代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

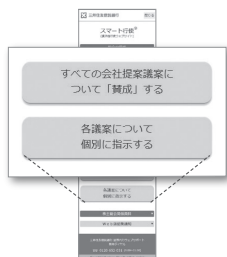
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

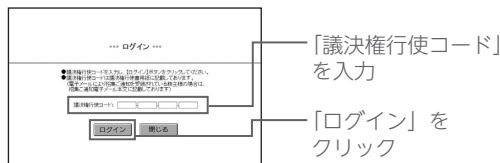
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

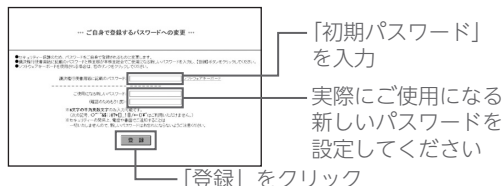
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031 ※受付時間 9:00~21:00  
(年末年始を除く)

(添付書類)

## 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除となったことで、ペントアップ需要や訪日外国人の増加等により、緩やかな景気回復傾向が見られました。他方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢悪化といった地政学リスクの顕在化に伴う緊張感の高まり、原材料費・エネルギーコストなどの高騰に加えて、世界的なインフレの急拡大とそれに伴う金融引き締め等を背景とした世界経済の下振れ懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く外部環境といたしましては、国内市場においては少子高齢化、人口減少に伴う需要の低迷という構造的な問題を抱えていることに加えて、国内外を問わず、デジタル化の進展によって事務用品としての筆記具のニーズは縮小傾向にあります。さらに、環境問題をはじめとするサステナビリティという共通課題への関心の高まりは、お客様の消費に対する価値観を変容させつつあります。こういった市場環境の変化に迅速に対応し、お客様の求める価値を具現化し続けていくことが一層求められております。

このような経営環境のなか、当社グループは、「書く、描く」を通じた“表現体験そのもの”を創造することで、すべての人が生まれながらにして持つ個性や才能といった「ユニーク」を表現する機会を創り出すことが、お客様への提供価値ととらえ、「違いが、美しい。」というコーポレートブランドコンセプト（企業理念）に基づき、活動してまいりました。近年の取り組みのひとつとして、これまで積み重ねてきた技術や品質といった機能的価値に加えて、商品を通じて情緒的な価値を提供することに注力してまいりました。具体的な活動としては、「uni MATERIAL JOURNEY 旅する素材。」というテーマで、役目を終えたあとに廃棄されるものや使用価値の高い循環可能な「素材」に着目し、筆記具として生まれ変わらせて価値をつなぐという試みとして、国内生産の木製家具メーカーのカリモク家具とコラボレーションし、木製家具を作るときに生まれる端材を使用した「JETSTREAM × karimoku 4&1」を発売しました。また、子供たちの学習環境がタブレットの普及によって変化するなか、ノートに書いた文字をタブレットで撮影して電子黒

板などへ投影したりする“タブレット授業”において、濃くはっきりと書いて描線の反射が少なく視認性の高い画像を撮影することができる鉛筆「uni タブレット授業えんぴつ」を発売し、子供たちの学習をサポートしております。加えて、“「書く」にのめり込む”をテーマに、書き始めから書き終わりまでノックすることなく書き続けられる世界初の機能が搭載されたキャップ式シャープペンシル「KURUTOGA DIVE」の新色としてオーロラパールを発売いたしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は748億1百万円（前期比8.4%増）、営業利益は118億51百万円（前期比28.2%増）、経常利益は128億89百万円（前期比27.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は101億66百万円（前期比46.3%増）となりました。また、「中期経営計画2022-2024」の進捗につきましては、海外売上高の構成比が50%を超え、筆記具事業のグローバル化は着実に進展し、新規事業分野においては主に化粧品が好調に推移しております。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、海外市場を中心としてサインペンの販売が好調、加えて為替の影響により売上高は伸長しました。それにより、外部顧客への売上高は725億16百万円（前期比8.7%増）となりました。粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましては、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しいものの、外部顧客への売上高は22億85百万円（前期比0.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は18億48百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は18億39百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、ボールペン製造用設備及び金型やサインペン製造用設備及び金型、並びに研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものではありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、1887年（明治20年）の創業以来、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、「書く、描く」ということを筆記具という商品を通じてお届けし、より多くのお客様に喜んでいただくことを使命と考え、活動してまいりました。

当社グループを取り巻く市場環境に目を向けると、テクノロジーの飛躍的な進化は、ボーダーレス化を加速度的に推し進めていることに加え、デジタルツールをはじめとする表現手段の選択肢を大幅に拡張しています。また、インターネットを通じた流通やSNSといった情報媒体の普及は、お客様の購買行動を大きく変容させています。さらに、環境問題を始めとするサステナビリティという課題への関心の高まりは、お客様の消費に対する価値観を大きく変えつつあります。

このような市場環境のなか、当社グループが、今後さらなる発展を遂げるためには、「生まれながらにすべての人がユニークである」という信念に基づき、「書く、描く」ことを通じて、お客様一人ひとりが持つ個性や才能を解き放つこと、そしてこういった“表現体験そのもの”を創造していくことが不可欠であると考えております。これらの提供価値を起点として、グローバルな事業展開による新たな市場の開拓と、体制基盤の強化を踏まえたさらなる価値の創出を通じ、売上と利益を伴うシェア拡大が必要と考えております。また、筆記具事業と新規事業を組み合わせることによって、お客様への提供価値をさらに高めることが重要であると考えております。そのためには、企業の成長のみならず、自然環境や社会との共生を前提としたサステナブルな体制を構築していかなければならないと考えております。

これらの取り組みを通じて、当社グループに関係される多くのステークホルダーの方々との間で信頼関係を築き、持続した成長を実現できる当社グループを目指してまいります。



## (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

### ① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第146期 (2020年12月期)	第147期 (2021年12月期)	第148期 (2022年12月期)	第149期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	55,180	61,894	68,997	74,801
営 業 利 益 (百万円)	5,493	7,520	9,243	11,851
経 常 利 益 (百万円)	5,988	8,309	10,128	12,889
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,794	5,658	6,951	10,166
1株当たり当期純利益 (円)	67.57	100.96	125.73	186.77
総 資 産 (百万円)	114,882	123,792	130,801	145,472
純 資 産 (百万円)	91,855	97,673	105,002	116,489
1株当たり純資産額 (円)	1,604.90	1,715.15	1,874.99	2,103.23

### ② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第146期 (2020年12月期)	第147期 (2021年12月期)	第148期 (2022年12月期)	第149期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	40,129	45,507	49,138	50,603
営 業 利 益 (百万円)	2,351	4,514	5,352	5,766
経 常 利 益 (百万円)	3,411	6,692	6,947	7,345
当 期 純 利 益 (百万円)	2,224	5,096	5,221	6,656
1株当たり当期純利益 (円)	38.08	87.30	90.59	117.22
総 資 産 (百万円)	86,889	93,551	96,386	104,795
純 資 産 (百万円)	67,047	70,506	74,304	80,315
1株当たり純資産額 (円)	1,148.43	1,210.30	1,296.04	1,416.65

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18百万円	99.5 (33.5)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15百万円	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50百万円	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造
uni-ball Corporation	2,999千米ドル	100.0 (100.0)	当社製品の卸売販売

(注) ( ) 内は間接所有の割合で内数です。

## (7) 主要な事業内容

主要な事業内容につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## (8) 主要な事業所及び工場

主要な事業所及び工場につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## (9) 使用人の状況

使用人の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## (10) 主要な借入先の状況

主要な借入先の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

**(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(12) 他の会社(外国会社を含む)の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(13) 他の会社(外国会社を含む)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

**(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 会社の株式の状況**

会社の株式の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1 ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

**3. 会社の新株予約権等の状況**

会社の新株予約権等の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1 ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

#### 4. 会社の役員状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	数 原 英 一 郎	カシオ計算機株式会社 社外取締役 富士急行株式会社 社外監査役
代表取締役社長	数 原 滋 彦	新規事業担当兼内部監査担当兼生産担当兼全社生産技術担当 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 uni-ball Corporation CEO MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD. 代表取締役
取締役常務執行役員	切 田 和 久	技術統括兼全社品質担当兼サステナビリティ担当
取締役上席執行役員	鈴 木 孝 雄	人事担当兼システム担当兼法務担当
取 締 役	永 澤 宣 之	
社 外 取 締 役	青 山 藤 詞 郎	佐藤製菓株式会社 社外監査役
社 外 取 締 役	斉 藤 麻 子	株式会社BLOOM 代表取締役 株式会社ヤオコー 社外取締役 株式会社サーキュレーション 社外取締役
社 外 取 締 役	嶋 本 正	株式会社野村総合研究所 特別顧問 セイコーエプソン株式会社 社外取締役 リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役 PwC Japan有限責任監査法人 公益監督委員会 委員
常 勤 監 査 役	深 井 明	
常 勤 監 査 役	村 上 恵 美	
社 外 監 査 役	梶 川 融	太陽有限責任監査法人 会長 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 (監査委員会委員) キッコマン株式会社 社外監査役 株式会社柿安本店 社外監査役
社 外 監 査 役	石 田 修	株式会社横浜スタジアム 監査役

(注) 1.当事業年度中の会社における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
数原滋彦	代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当兼生産担当兼全社生産技術担当	代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当	2023年11月1日
鈴木孝雄	取締役上席執行役員 人事担当兼システム担当兼法務担当	取締役上席執行役員 人事担当兼システム担当	2023年3月30日
永澤宣之	取締役	取締役常務執行役員 管理統括	2023年3月30日

2.当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
数原滋彦	代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当	代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当兼生産担当兼全社生産技術担当	2024年1月1日

- 代表取締役会長数原英一郎氏は、当事業年度中に、カシオ計算機株式会社の社外取締役に就任いたしました。
- 社外取締役青山藤詞郎氏は、当事業年度中に、DMG森精機株式会社の社外取締役を退任し、佐藤製菓株式会社の社外監査役に就任いたしました。
- 社外取締役斉藤麻子氏は、当事業年度中に、株式会社三陽商会の社外取締役を退任いたしました。
- 社外取締役嶋本正氏は、当事業年度中に、セイコーエプソン株式会社の社外取締役に就任いたしました。
- 社外監査役梶川融氏は、当事業年度中に、太陽有限責任監査法人の代表社員会長を退任し、同監査法人の会長及びSOMPOホールディングス株式会社の社外取締役（監査委員会委員）に就任いたしました。
- 社外監査役石田修氏は、当事業年度中に、株式会社ヤマトの社外監査役を退任いたしました。
- 当社は、社外取締役である青山藤詞郎氏、斉藤麻子氏及び嶋本正氏並びに社外監査役である梶川融氏及び石田修氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 社外監査役梶川融氏は、公認会計士としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 社外監査役石田修氏は、金融機関における企業経営者及び監査役としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2024年1月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	山村伸夫	国内営業担当兼商品開発部長
上席執行役員	長谷川直人	財務担当兼総務担当
上席執行役員	手島修	海外営業部長
執行役員	小宮基裕	化粧品事業室長
執行役員	早尾栄	サステナビリティ推進室長
執行役員	平野功一	生産担当兼全社生産技術担当

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	荻 原 康 明	技術担当兼知的財産担当兼研究開発センター品川所長
執 行 役 員	蛇 川 寿 史	経営企画室長
執 行 役 員	市 川 秀 寿	研究開発フェロー
執 行 役 員	高 橋 智 廣	社長付

## (2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

辞任又は解任により退任した取締役及び監査役はおりません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については、500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役については、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (4) 補償契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、当該補償契約によって会社従業員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社従業員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外としております。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適法性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。なお、被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 額			合 計
		基 本 報 酬 (金銭報酬)	賞 与 (金銭報酬)	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 (非金銭報酬)	
取 締 役	9名	253百万円	—	27百万円	280百万円
監 査 役	4名	59百万円	—	—	59百万円
合 計 (うち社外役員)	13名 (5名)	313百万円 (44百万円)	—	27百万円 (—)	340百万円 (44百万円)

- (注) 1.譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式であり、役員退任時に譲渡制限を解除することを基本としております。
- 2.当社は、2017年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後、引き続き在任する取締役11名（うち2023年12月31日現在において在任する取締役は4名です。）に対しては、取締役の退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。
- 3.上記表中の報酬等のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し37百万円を取締役退職慰労金として支払いました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

(7) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	報酬区分	株主総会の決議年月日	決議の内容	当該決議の定めに係る役員の員数
取締役	基本報酬・賞与 (金銭報酬)	2019年3月28日 開催の第144回定時株主総会	取締役の報酬等の額として一事業年度当たり500百万円以内(うち社外取締役分年額60百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)	第144回定時株主総会終結時における取締役9名(うち社外取締役3名。)
	譲渡制限付株式報酬 (非金銭報酬)	2020年3月26日 開催の第145回定時株主総会	譲渡制限付株式に関する報酬等として取締役(社外取締役を除く。)に支給する金銭報酬債権の限度額は、上記株主総会決議で承認された報酬枠とは別枠で一事業年度当たり100百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は、100,000株とする。	第145回定時株主総会終結時における取締役5名(社外取締役を除く。)
監査役	基本報酬 (金銭報酬)	2018年3月29日 開催の第143回定時株主総会	監査役の報酬等の額として100百万円以内	第143回定時株主総会終結時における監査役5名



## (8) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、業務執行を行う取締役については中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬とすること、社外取締役については職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計することとしております。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、基本報酬、賞与及び株式報酬によって構成することとしております。基本報酬は、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、会社の業績や経営内容に加え、経済情勢及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で、各取締役の役位や役割、責任範囲に基づいて決定し、毎月、月額報酬として支給することとしております。賞与は、会社の業績や経営内容、従業員に対する賞与の支給状況等を踏まえて、特に支給することが相当と認められる場合に限り、株主総会において承認されている報酬総額の限度内において、支給を決定することとしております。また、株式報酬は、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式の割当て数とその額は、株主総会においてご承認いただいた範囲内で、他企業の水準等を考慮した上で決定し、定時株主総会后に付与をして役員退任時に譲渡制限を解除することを基本とすることとしております。

社外取締役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監督の職責を負っていることから、基本報酬のみとし、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、その職責及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定し、毎月、月額報酬として支給することとしております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で取締役会において決定することとしております。当社の取締役の個人別の基本報酬及び賞与にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、取締役会の決議によって、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定にかかる方針に従い、指名・報酬委員会の審議結果を尊重して決定することを、代表取締役会長数原英一郎氏又は代表取締役社長数原滋彦氏に対して委任し、これに従って代表取締役会長若しくは代表取締役社長が決定、又は代表取締役会長及び代表取締役社長が

協議の上で決定することとしております。その際、代表取締役会長又は代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議結果を尊重しなければならないこととしております。また、当社の取締役の株式報酬にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定にかかる方針に従い、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会において決定することとしております。

当社は、取締役の報酬等の決定における客観性と透明性を確保することを目的として、独立役員である社外取締役及び社外監査役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、取締役の報酬制度の設計に関しては、指名・報酬委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会で決定することとしております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその内容について上記の決定に係る方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会及び代表取締役においては、指名・報酬委員会の審議結果を尊重し決定をしていることから、取締役会としても、その決定内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

#### **(9) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項**

当社の監査役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、監査役については監査の職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計しております。

監査役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監査の職責を負うことから、基本報酬のみとし、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、その職責及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定し、毎月、月額報酬として支給しております。

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び監査役の報酬等の具体的な金額については、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、監査役の協議を経た上で、常勤監査役に一任しております。

#### **(10) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

当事業年度におきましては、当社の取締役の個人別の基本報酬及び賞与にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、2023年3月30日開催の取締役会の決議によって、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定に係る方針に従

い、指名・報酬委員会の審議結果を尊重して決定することを、代表取締役会長数原英一郎氏に対して委任し、これに従って代表取締役会長が決定いたしました。

代表取締役会長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているためですが、取締役会から委任を受けた代表取締役会長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び評価の透明性を確保する観点から、代表取締役会長は、指名・報酬委員会の審議結果を尊重して決定しなければならないものとしております。

#### (11)社外役員に関する事項

社外役員に関する事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

### 5. 会計監査人の状況

会計監査人の状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1 ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1 ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充てていく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財政状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、株主総会参考書類31ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株当たり22円（うち普通配当20円、特別配当2円）とさせていただきますと存じます。本議案が承認可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金18円とあわせて40円（前事業年度から5円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は、34.1%となります。なお、期末配当金には、2023年10月26日に公表いたしました「今後の特別配当の実施予定に関するお知らせ」のとおり、特別配当2円を含んでおります。また、2024年12月期から2032年12月期までの各事業年度に係る中間配当及び期末配当においても、普通配当に加え、それぞれ1株当たり1円の特別配当を行うことを予定しております。

なお、当事業年度におきましては、財務状態や株価の推移等を勘案した結果、利益還元策のひとつとして660,600株の自己株式を取得いたしました。

## 7. その他会社の現況に関する重要な事項

その他会社の現況に関する重要な事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、1 ページに記載しております各ウェブサイトに掲載しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

---

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>(百万円)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(百万円)</b>
<b>流動資産</b>	<b>98,281</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,798</b>
現金及び預金	57,914	支払手形及び買掛金	9,298
受取手形及び売掛金	17,270	短期借入金	1,518
棚卸資産	20,665	未払法人税等	2,094
その他	2,645	賞与引当金	666
貸倒引当金	△214	未払金	3,042
<b>固定資産</b>	<b>47,190</b>	その他	3,178
<b>有形固定資産</b>	<b>22,549</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,183</b>
建物及び構築物	14,026	長期借入金	1,857
機械装置及び運搬具	4,177	繰延税金負債	3,464
土地	2,616	退職給付に係る負債	3,115
建設仮勘定	1,198	役員退職慰労引当金	61
その他	530	その他	684
<b>無形固定資産</b>	<b>1,089</b>	<b>負債合計</b>	<b>28,982</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,551</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	19,470	<b>株主資本</b>	<b>100,490</b>
繰延税金資産	598	資本金	4,497
退職給付に係る資産	2,547	資本剰余金	3,978
その他	1,019	利益剰余金	100,018
貸倒引当金	△83	自己株式	△8,005
<b>資産合計</b>	<b>145,472</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>13,804</b>
		その他有価証券評価差額金	8,527
		為替換算調整勘定	4,526
		退職給付に係る調整累計額	750
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,194</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>116,489</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>145,472</b>

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

科 目	金 額	
	(百万円)	
売上		74,801
売上		36,355
販売費及び一般管理費		26,594
営業外収益		11,851
受取配当金	97	
受取地代	432	
受取保険	51	
為替差益	24	
その他	463	
営業外費用		121
支払利息	23	
シケートローン手数料	53	
投資事業組合管理費	63	
その他	32	
経常利益		173
特別利益		12,889
固定資産売却益	1,546	
投資有価証券売却益	5	
特別損失		1,552
固定資産除売却損失	70	
工場再編損失	74	
税金等調整前当期純利益		145
法人税、住民税及び事業税	3,460	
法人税等調整額	391	
当期純利益		14,296
非支配株主に帰属する当期純利益		10,444
親会社株主に帰属する当期純利益		277
		10,166

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	(百万円)	<b>(負債の部)</b>	(百万円)
<b>流動資産</b>	<b>56,772</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,947</b>
現金及び預金	27,489	支払手形	1,549
受取手形	427	買掛金	7,947
売掛金	15,183	短期借入金	1,500
棚卸資産	10,072	未払金	2,155
未収入金	2,433	未払費用	771
未収消費税等	993	未払法人税等	1,117
その他	204	賞与引当金	285
貸倒引当金	△30	その他	620
<b>固定資産</b>	<b>48,022</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,532</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,160</b>	長期借入金	1,857
建物	13,190	繰延税金負債	2,976
構築物	67	退職給付引当金	3,198
機械及び装置	3,117	その他	500
車両運搬具	0	<b>負債合計</b>	<b>24,480</b>
工具、器具及び備品	447	<b>(純資産の部)</b>	
土地	2,250	<b>株主資本</b>	<b>71,788</b>
建設仮勘定	1,085	資本金	4,497
<b>無形固定資産</b>	<b>372</b>	資本剰余金	3,596
ソフトウェア	332	資本準備金	3,582
その他	39	その他資本剰余金	14
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,490</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>70,958</b>
投資有価証券	19,462	利益準備金	824
関係会社株式	4,743	その他利益剰余金	70,134
長期貸付金	1,418	固定資産圧縮積立金	59
長期前払費用	62	固定資産圧縮特別勘定積立金	1,015
前払年金費用	1,356	別途積立金	44,585
その他	530	繰越利益剰余金	24,474
貸倒引当金	△83	<b>自己株式</b>	<b>△7,264</b>
<b>資産合計</b>	<b>104,795</b>	評価・換算差額等	8,526
		その他有価証券評価差額金	8,526
		<b>純資産合計</b>	<b>80,315</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>104,795</b>

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

科 目	金 額	(百万円)
売上高		50,603
売上原価		30,724
売上総利益		19,879
販売費及び一般管理費		14,112
営業利益		5,766
営業外収益		
受取利息及び配当金	974	
為替差益	439	
受取地代家賃	269	
その他の	46	1,729
営業外費用		
支払利息	19	
シンジケートローン手数料	53	
投資事業組合管理費	63	
その他の	14	151
経常利益		7,345
特別利益		
固定資産売却益	1,534	
投資有価証券売却益	5	1,540
特別損失		
固定資産除売却損	49	49
税引前当期純利益		8,836
法人税、住民税及び事業税	1,678	
法人税等調整額	501	2,179
当期純利益		6,656

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

三菱鉛筆株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏 高  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 井戸 志 生  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

三菱鉛筆株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 宏 高  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 井 戸 志 生  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 深 井 明 ㊟

常勤監査役 村 上 恵 美 ㊟

社外監査役 梶 川 融 ㊟

社外監査役 石 田 修 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

第149期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円（うち普通配当20円、特別配当2円）

なお、この場合の配当総額は、1,247,270,838円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位、担当	属性
1	数原 英一郎 <small>す はら えいいちろう</small>	代表取締役会長	再任
2	数原 滋彦 <small>す はら しげ ひこ</small>	代表取締役社長 新規事業担当兼内部監査担当	再任
3	切田 和久 <small>きり た かず ひさ</small>	取締役常務執行役員 技術統括兼全社品質担当 兼サステナビリティ担当	再任
4	鈴木 孝雄 <small>すず き たか お</small>	取締役上席執行役員 人事担当兼システム担当 兼法務担当	再任
5	山村 伸夫 <small>やま むら のぶ お</small>	常務執行役員 国内営業担当兼商品開発部長	新任
6	永澤 宣之 <small>なが さわ のぶ ゆき</small>	取締役	再任
7	青山 藤詞郎 <small>あお やま とうじろう</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員
8	斉藤 麻子 <small>さい とう あさ こ</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員 女性
9	嶋本 正 <small>しま もと ただし</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 証券取引所の定めに基づく独立役員

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	<p>す はら えいいちろう 数 原 英 一 郎 (1948年7月19日生)</p> <p><b>再 任</b></p>	<p>1974年8月 当社入社 1980年3月 当社取締役 1982年3月 当社常務取締役 1985年3月 当社取締役副社長 1987年3月 当社代表取締役社長 2015年6月 エーザイ株式会社社外取締役 2019年3月 当社代表取締役会長兼社長 2020年3月 当社代表取締役会長 (現任) 2020年6月 富士急行株式会社社外監査役 (現任) 2023年6月 カシオ計算機株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] カシオ計算機株式会社 社外取締役 富士急行株式会社 社外監査役</p>	467,807株
	<p>[取締役候補者とした理由] 1987年に当社代表取締役社長に就任して以来、優れたリーダーシップを発揮し、長年にわたり社業を牽引してまいりました。これまで当社グループの持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきたことに加え、今後監督機能のさらなる強化を目指すうえで、その豊富な経験と幅広い知見及び当社グループを俯瞰的に捉える視点が不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	<p>す はら しげ ひこ 数 原 滋 彦 (1979年2月11日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>2005年4月 当社入社 2010年4月 当社群馬工場長 2012年4月 当社営業企画部長 2013年3月 当社取締役経営企画担当 2015年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長 2016年3月 当社取締役商品開発担当兼新規事業担当 2017年3月 当社常務取締役筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当 2018年3月 当社取締役副社長 2019年3月 当社代表取締役副社長 2020年3月 当社代表取締役社長 2022年3月 当社代表取締役社長新規事業担当兼内部監査担当 2023年11月 当社代表取締役社長新規事業担当兼内部監査担当兼生産担当兼全社生産技術担当 2024年1月 当社代表取締役社長新規事業担当兼内部監査担当(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 uni-ball Corporation CEO MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD. 代表取締役</p>	377,540株
<p>[取締役候補者とした理由] 群馬工場長、国内外の営業企画部長及び経営企画、商品開発、新規事業等の責任者を歴任し、国内外の生産から販売にわたる多様な経験と知見を有しており、当社代表取締役社長として優れた経営執行力とリーダーシップを発揮しております。このことから、機動的な経営判断及び迅速な業務執行のさらなる強化を図り、また当社の事業成長と企業価値向上を目指すうえで重要な役割を担う人物であるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">きり た かず ひさ 切 田 和 久 (1958年11月13日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">再 任</p>	<p>1981年 4 月 当社入社 2003年 4 月 当社商品開発部長 2007年 4 月 当社群馬研究開発センター所長 2011年 4 月 当社商品開発部長 2012年 3 月 当社取締役商品開発部長 2016年 3 月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当 2018年 3 月 当社常務取締役技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼産業資材担当 2020年 3 月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当 2021年 3 月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当兼環境担当 2022年 3 月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当兼サステナビリティ担当 (現任)</p>	15,200株
<p>[取締役候補者とした理由] 研究開発における経験を軸に、商品開発、化粧品事業、新規事業などに携わり、技術とビジネスを結び付けて商品化するという多くの実績と経験を有しております。また、サステナビリティ担当として、部門横断的に持続的な事業体制の構築に向けて活動を行ってまいりました。これらの豊富な経験に基づく見識が、当社における持続可能な体制のさらなる整備、構築に寄与すると判断しており、また経営の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	<p>まづ き たか お 鈴木 孝雄 (1962年12月14日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2009年4月 当社社長室長 2009年8月 当社営業企画部長 2013年4月 当社経営企画室長 2017年4月 当社ITソリューションセンター所長 2018年4月 当社理事ITソリューションセンター所長 2019年3月 当社執行役員ITソリューションセンター所長 2020年3月 当社上席執行役員経営企画室長兼システム担当 2021年3月 当社上席執行役員人事担当兼システム担当 2022年3月 当社取締役上席執行役員人事担当兼システム担当 2023年3月 当社取締役上席執行役員人事担当兼システム担当兼法務担当(現任)</p>	6,900株
<p>[取締役候補者とした理由] 経営企画、システム、人事、法務などを中心とする管理部門における豊富な実績と経験を有しております。これらの知見を活かし、多角的な視点から当社を捉え、経営における意思決定と業務執行の監督機能の強化において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
5	<p>やま むら のぶ お 山村 伸夫 (1962年8月24日生)</p> <p>新任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2007年4月 当社商品開発部長 2011年7月 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD. 代表取締役 2013年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社常務取締役 2015年4月 当社営業企画部長 2017年3月 当社取締役国内営業部長 2019年3月 当社上席執行役員国内営業部長兼商品開発部長 2022年3月 当社常務執行役員国内営業担当兼商品開発部長(現任)</p>	15,500株
<p>[取締役候補者とした理由] 商品開発、国内営業、国内外の主要な子会社で重要な役職を務め、ものづくりと販売の双方の現場におけるマネジメント経験を有しており、その横断的な知識と経験を活かし、管理・監督の面でリーダーシップを発揮できること、また積極的な発言により取締役会の活性化に貢献することを期待し、取締役候補者としていたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	なが さわ のぶ ゆき 永 澤 宣 之 (1957年4月3日生) <b>再 任</b>	1980年4月 当社入社 2001年4月 当社海外事業部付部長 2003年4月 当社経理部長 2006年3月 当社取締役経理部長 2008年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 2010年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼内部 統制担当 2016年3月 当社取締役経営企画担当兼システム担当 2017年3月 当社常務取締役人事担当兼経営企画担当兼シ ステム担当 2018年3月 当社常務取締役人事担当兼総務担当兼法務担 当兼コンプライアンス担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員人事担当兼総務担当 兼法務担当兼コンプライアンス担当 2021年3月 当社取締役常務執行役員管理統括兼コンプラ イアンス担当 2022年3月 当社取締役常務執行役員管理統括 2023年3月 当社取締役 (現任)	30,800株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>経理、財務、法務、システムなどの管理部門における豊富な知識と経験に加え、グループ全体におけるコンプライアンス体制及びリスクマネジメント体制の整備を図るなどの実績を有しております。また、非業務執行取締役として、客観的かつ中立的な視点から当社グループを俯瞰的に捉え、業務執行の監督機能の強化及び経営における意思決定において重要な役割を担っております。今後も、このような役割を担っていただくことを期待して、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<p>あお やま とうじろう 青山 藤詞郎 (1951年8月29日生)</p> <p><b>再任 社外 独立役員</b></p>	<p>1979年3月 慶應義塾大学工学博士 1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授 1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授 1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授 2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長 2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役 2016年3月 公益社団法人精密工学会会長 2017年3月 当社社外監査役 2017年4月 慶應義塾大学名誉教授 2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事 2019年3月 当社社外取締役（現任） 2021年8月 一般財団法人慶応工学会理事長（現任） 2023年10月 佐藤製薬株式会社社外監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 佐藤製薬株式会社 社外監査役</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 機械工学・生産工学を始めとする分野における豊富な知識と経験に加え、学校法人慶應義塾の常任理事等を歴任し、幅広い知見を有しております。これらの経験等を活かし、当社が属する業界にとらわれない視点から、経営の意思決定の健全性や透明性の向上につながる有益な意見や助言をしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。今後も、取締役会や指名・報酬委員会などの場を通じて、このような役割を引き続き担っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は7年間となります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 株 式 数
8	<p style="text-align: center;">さい とう あさ こ 齊 藤 麻 子 (1968年1月21日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>再 任 社 外 独 立 役 員</b></p> <p style="text-align: center;"><b>女 性</b></p>	<p>1990年4月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 1997年9月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 2000年3月 ルイ・ヴィトンジャパン株式会社入社 2002年6月 株式会社セリュックスCOO 2008年10月 株式会社ドラマティック設立 同社代表取締役 2014年5月 テントゥーフォー株式会社設立 同社代表取締役 2015年6月 株式会社ヤオコー社外取締役 (現任) 2015年8月 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年6月 ワタベウエディング株式会社社外取締役 2019年3月 当社社外取締役 (現任) 2020年5月 株式会社三陽商会社外取締役 2020年11月 株式会社サーキュレーション社外取締役 (現任) 2020年11月 株式会社BLOOM設立 同社代表取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社BLOOM 代表取締役 株式会社ヤオコー 社外取締役 株式会社サーキュレーション 社外取締役</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な知見に加え、マーケティング及びブランディングに関する幅広い知識と実績を有しており、当社経営陣から独立した立場から、コーポレート・ガバナンスの強化及びダイバーシティの推進を始めとするサステナビリティ活動において多面的な発言を行っており、当社取締役会のさらなる活性化のために重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。今後も、取締役会や指名・報酬委員会などの場を通じて、このような役割を引き続き担っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年間となります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	しまもとただし <b>嶋本正</b> (1954年2月8日生)	1976年4月 野村コンピュータシステム株式会社(現株式会社野村総合研究所)入社 2002年4月 同社執行役員情報技術本部長 2004年4月 同社常務執行役員情報技術本部長兼研究開発センター副センター長 2008年6月 同社代表取締役専務執行役員事業部門統括 2010年4月 同社代表取締役社長 2015年4月 同社代表取締役会長兼社長 2016年4月 同社取締役会長 2019年6月 同社取締役 2021年6月 同社特別顧問(現任) 2021年6月 リーディング・スキル・テスト株式会社取締役(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) 2022年7月 PwCあらた有限責任監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人) 公益監督委員会委員(現任) 2023年6月 セイコーエプソン株式会社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社野村総合研究所 特別顧問 セイコーエプソン株式会社 社外取締役 リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役 PwC Japan有限責任監査法人 公益監督委員会 委員	1,000株
	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>		
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 長年にわたり、株式会社野村総合研究所の経営に携わってこられ、企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることに加え、コーポレート・ガバナンスに関する幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と知識を活かし、当社経営陣から独立した立場から、当社における経営の意思決定の健全性や透明性の向上のために重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。今後も、取締役会や指名・報酬委員会などの場を通じて、このような役割を引き続き担っていただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年間となります。		

- (注) 1.数原滋彦氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
- 2.数原滋彦氏はuni-ball CorporationのCEOを兼職しております。当社は同社に対して当社製品の卸売販売を行っております。
- 3.数原滋彦氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO., LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
- 4.上記1.から3.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 5.青山藤詞郎氏、斉藤麻子氏及び嶋本正氏は社外取締役候補者であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

- 6.当社は、青山藤詞郎氏、斉藤麻子氏及び嶋本正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
- 7.当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外とする）補償契約を締結しており、各再任候補者の再任が承認された場合は、各氏との契約を継続する予定であります。また、新任候補者である山村伸夫氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の補償契約を締結する予定であります。
- 8.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に選任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。
- 9.当社は、青山藤詞郎氏、斉藤麻子氏及び嶋本正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。
- 10.社外取締役候補者である青山藤詞郎氏、斉藤麻子氏及び嶋本正氏は、45ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役深井明氏は本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
おがわ ひろ ひさ 小川 浩 央 (1964年5月14日生)	1987年4月 当社入社 2015年4月 三菱鉛筆北海道販売株式会社 常務取締役 2015年7月 同社 代表取締役社長 2018年8月 三菱鉛筆東京販売株式会社 常務取締役 2020年7月 三菱鉛筆北海道販売株式会社 代表取締役社長 2021年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社 代表取締役社長 (現任)	2,000株
<b>新任</b>		
[監査役候補者とした理由] 当社子会社の代表取締役等を務めており、経営者として豊富な経験と当社の営業に関わる幅広い知識を有しております。このことから、より現場に近い視点から監査の充実化を図るとともに、当社グループ全体に対する監査体制をさらに強化していくにあたり、重要な役割を担うことを期待し、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小川浩央氏は現在、三菱鉛筆東京販売株式会社の代表取締役社長であります。2024年3月28日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって退任する予定であります。
3. 当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、当該補償契約によって会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外とする）補償契約を締結しております。新任候補者である小川浩央氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の補償契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。小川浩央氏は、当社の子会社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の監査役に選任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。当社は、本議案により選任された監査役の任期中に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年3月30日開催の第148回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役の菅野智巳氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、つきましては、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
菅野 智巳 (1965年12月17日生)	1994年4月 弁護士登録、成富総合法律事務所（現丸の内南法律事務所）入所 2003年10月 同事務所パートナー 2015年6月 仲通り法律事務所設立 代表弁護士（現任）	—
<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	[重要な兼職の状況] 仲通り法律事務所 代表弁護士	
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律に関する高度な専門的知識を有していることから、これらの豊富な知見を当社の監査体制に反映し、当社経営陣から独立した立場から、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としていたしました。		

- (注) 1.補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.菅野智巳氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- 3.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
- 4.当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、当該補償契約によって会社役員がその職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防御費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の賠償金等は補償の対象外とする）補償契約を締結しております。菅野智巳氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で同様の内容の補償契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。菅野智巳氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、本議案に係る補欠監査役の選任が効力を有する間に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
- 6.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 7.補欠の社外監査役候補者である菅野智巳氏は、45ページに記載しております当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしております。

【ご参考】

当社は、2022年2月17日付で「『ありたい姿2036（長期ビジョン）』『中期経営計画2022-2024』の策定に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、「書く、描く」ことを通じて、世界中のあらゆる人々の個性と創造性を解き放つ「世界一の表現革新カンパニー」となることをグループ全体の長期ビジョンとして掲げ、この長期ビジョンの達成に向け、2022年から2024年までの中期経営計画に取り組んでおります。また、「筆記具事業のグローバル化」、「新規事業の創出・育成」、「サステナブルな体制の構築」を中期経営計画の重点施策としております。

これを実現するために、取締役会として、下記スキルマトリックスに記載の知識・経験・能力等を有するメンバーによってバランスよく構成されることが重要と考えており、取締役候補者及び監査役候補者については、これらのスキルのバランス、多様性を考慮した上で選定しております。なお、すべての取締役候補者、監査役候補者及び現任の監査役は、当社又は他の企業等における経営経験を有しております。

取締役／監査役		経営戦略・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル	イノベーション・テクノロジー	ESG(環境・社会・ガバナンス)
代表取締役	数原英一郎	○	○		○		
代表取締役	数原 滋彦	○				○	○
取締役	切田 和久	○				○	○
取締役	鈴木 孝雄	○	○			○	
取締役	山村 伸夫	○			○	○	
取締役	永澤 宣之	○	○	○			
社外取締役	青山藤詞郎	○			○	○	
社外取締役	斉藤 麻子	○			○		○
社外取締役	嶋本 正	○				○	○
監査役	村上 恵美	○		○	○		
監査役	小川 浩央	○	○	○			
社外監査役	梶川 融		○	○			○
社外監査役	石田 修		○	○			○

(※) 各人の有するスキル等のうち主なもの最大3つに○印をつけています。各人のスキル等の全てを表すものではありません。

## 【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役及び社外監査役（候補者を含む）は、当社に対する独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。

### 1. 大株主

当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。

### 2. 主要な取引先

(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。

- ・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
- ・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。

- ・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。

### 3. 専門的サービス提供者

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。

### 4. 寄付・助成金

当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。

5. 上記1. から4. に過去3年間において該当していた者。

6. 当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。

\*本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

## 第5号議案 一般財団法人 表現革新振興財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

### 1. 財団の目的

当社は、1887年の創業以来、高い品質かつユニークな筆記具の開発に取り組み、日本のみならず、グローバルにおける筆記具のリーディングカンパニーとして活動してまいりました。当社の提供してきた筆記具は、人それぞれが考えた創造性や想像力をアウトプットする道具として、本来持っている人の個性や才能の発露に貢献してきたと自負しております。当社は、その歴史を振り返るとともに、当社の提供価値を再定義して、2022年に、「生まれながらにすべての人がユニークである」という信念のもと、“書く・描く”を通じて、世界中のあらゆる人々の個性と創造性を解き放つ『世界一の表現革新カンパニー』となることを、「ありがたい姿2036（長期ビジョン）」として設定いたしました。そして、その実現にむけた活動の一環として、当社は2024年2月16日開催の取締役会において自己表現領域に特化した活動等を支援する財団（以下、「本財団」）を設立することを決議しました。

昨今のデジタル技術の進化において、社会は効率性を重視する方向に大きく進んでいます。迅速な情報伝達、業務の自動化、時間やコストの節約などは、ビジネスや日常生活において必要不可欠な要素となっています。このような環境は多くのメリットを生んでいる反面、ややもすれば従来の多様な価値観やクリエイティブな表現を押し込めてしまい、ひいては社会の多様性を損なってしまうデメリットを生む可能性もあります。このような環境の中で、当社の「ありがたい姿2036（長期ビジョン）」を達成するためには、多種多様な表現方法を研究する大学や機関、及び新しい表現方法を実践するアーティストやクリエイターを支援し、多種多様な表現の価値を広く伝えていく必要があります。

本財団は、そのような活動を通じ、『人々のユニークな表現や個性を引き出す新たな技術開発の研究や表現活動の楽しさを追求する活動を支援すると共に、“書く・描く”ことを通じて自己を表現し、お互いにその存在を認め合う多様性ある社会の実現に貢献すること』を目的としております。本財団は、今後、これらの社会課題解決への取り組みを加速する役割を担うものと期待しており、本財団の活動は、当社の「ありがたい姿2036（長期ビジョン）」、ひいては当社の企業理念の実現に資するものであり、また、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるものと考えております。

## 2. 自己株式の処分について

本財団の社会貢献活動を継続的、安定的に行うため、当社は三井住友信託銀行株式会社を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」）を設定し、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行は、本信託に係る信託財産として、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動します。

本議案による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」）は、本財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

## 3. 処分の合理性

本財団がその目的に沿った活動を行う団体・個人に対する助成等の事業を継続的、安定的に実施することを可能とする観点から、その活動支援の原資となる自己株式の処分数量として、本自己株式処分の処分株式数は合理的な規模であると考えております。

また、本自己株式処分におけるその希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し2.52%（総議決権個数566,618個に対する割合2.82%、ともに小数点以下第3位を四捨五入）であり、株式市場への影響は軽微であると考えております。また、本信託においては、信託期間中、本財団の破綻その他の事由により本財団を引き続き受益者の地位に留まらせると信託目的の達成が困難であると認められる場合を除き、本自己株式処分により処分された株式を継続して保有する予定です。そのため、本信託の枠組みでは、少なくとも当面の間は本自己株式処分により処分された株式が株式市場へ流出することは考えられないため、この意味においても、株式市場への影響は軽微であるものと考えております。

さらに、株式会社日本カストディ銀行は、本自己株式処分により本信託が保有する株式の議決権については、信託期間を通じて行使しないものとします。これにより、上記のとおり本信託が本自己株式処分により処分された株式を継続して保有する間、議決権割合に対する影響も実質的に生じないことになるものと考えております。

1株につき1円という払込金額の下限は、割当先に特に有利な金額であるものの、上記の趣旨と目的の観点からは必要かつ合理的な金額と考えられることから、会社法第199条（募集事項の決定）及び同第200条（募集事項の決定の委任）の各規定に基づき、第三者



割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

<処分する自己株式の内容>

①処分する株式の種類及び数の上限	普通株式 1,600,000株 (発行済株式総数に対する割合2.52%*)
②払込金額の下限	1株につき1円
③払込金額の総額の下限	1,600,000円
④処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先(割当先)	株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)
⑥処分期日(払込期日)	2024年6月(予定)
⑦決定の委任	上記に定めるもののほか、募集事項その他自己株式の処分に必要な一切の事項は、当社取締役会の決議により決議します。

※2023年12月31日現在の発行済普通株式の総数63,286,292株に対して計算しております。

<財団の概要>

名称	一般財団法人 表現革新振興財団
所在地	東京都品川区東大井五丁目23番37号
代表理事	数原 滋彦

活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人々のユニークな表現や個性を引き出す新たな技術開発の研究を行う大学や機関、及び新しい表現活動を実践するアーティストやクリエイターに対する助成</li> <li>・ 一般消費者に対する表現方法や道具開発とその情報発信による表現活動の啓発</li> <li>・ その他 この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
活動原資	年間約5,000万円
設立年月日	2024年4月（予定）

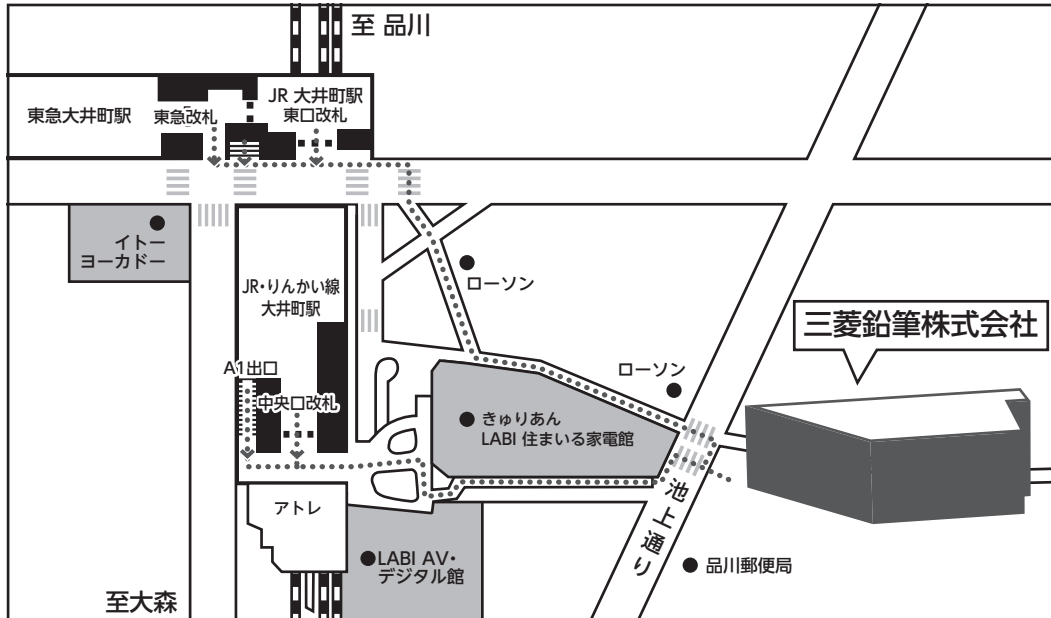
以上

# 株主総会会場ご案内略図

東京都品川区東大井五丁目23番37号

当社本店 2階セミナールーム

電話 03 (3458) 6221



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅  
A1出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩4~5分  
駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。